

資料編

資料目次

資料編

(総論)

資料 1 - 1 : 第 4 次消費者委員会委員名簿	38
資料 1 - 2 : 第 4 次消費者委員会審議体制 (29 年 8 月時点)	39
資料 1 - 3 : 部会・専門調査会等委員名簿	40
資料 1 - 4 : 第 4 次消費者委員会開催実績	51

(基本計画関連)

資料 2 - 1 - 1 : 消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び 計画工程表の改定に向けての意見	56
資料 2 - 1 - 2 : 消費者基本計画工程表の改定素案 (平成 29 年 4 月) に 対する意見	59

(建議・提言・意見・報告書関連)

資料 2 - 2 - 1 : 身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題に ついての建議	67
資料 2 - 2 - 2 : 事故情報の更なる活用に向けた提言～消費者安全 専門調査会報告書を受けて～	74
資料 2 - 2 - 3 : 消費者行政における執行力の充実に 関する提言 ～地方における特商法の執行力の充実に 向けて～	80
資料 2 - 2 - 4 : スマホゲームに関する消費者問題 についての意見 ～注視すべき観点～	104
資料 2 - 2 - 5 : 一般乗用旅客自動車運送事業 (東京都特別区・武三地区) の運賃組替え案に関する消費者委員会意見	117
資料 2 - 2 - 6 : 「健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、 特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」の 実施報告に対する意見	121
資料 2 - 2 - 7 : 北海道電力、東北電力、関西電力、四国電力及び 九州電力による電気料金値上げ後のフォローアップに 関する消費者委員会意見について	124
資料 2 - 2 - 8 : 電力・ガス小売自由化に関する課題についての 消費者委員会意見	128
資料 2 - 2 - 9 : 不動産特定共同事業法に基づく小規模不動産特定 共同事業に対する意見	137

資料 2 - 2 - 10 : 関西電力による高浜原子力発電所 3・4号機の 再稼働に伴う電気料金値下げ後のフォローアップに 関する消費者委員会意見	138
資料 2 - 2 - 11 : 成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ 報告書	140
資料 2 - 2 - 12 : 子ども向け広告の在り方について考えるシンポジウム 報告書	143
資料 2 - 2 - 13 : 「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題に ついての調査報告」	145
資料 2 - 2 - 14 : 「消費者安全専門調査会報告書～事故情報の活用等の 在り方について～」	169
資料 2 - 3 - 1 : 消費者契約法の規律の在り方に ついての答申	184
資料 2 - 3 - 2 : 食品表示基準の一部改正に係る答申	187
資料 2 - 3 - 3 : 特定保健用食品の表示許可に係る 答申品目一覧	202

消費者委員会委員名簿

(平成29年6月10日現在)

阿久澤	良造	(再任)	日本獣医生命科学大学学長
池本	誠司		弁護士
大森	節子		NPO法人C・キッズ・ネットワーク理事長
蟹瀬	令子		レナ・ジャパン・インスティテュート株式会社 代表取締役
鹿野	菜穂子		慶應義塾大学大学院法務研究科教授
河上	正二	(再任)	東京大学大学院法学政治学研究科教授
長田	三紀		全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
中原	茂樹		東北大学大学院法学研究科教授・法科大学院長
樋口	一清		法政大学大学院政策創造研究科教授
増田	悦子		公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長

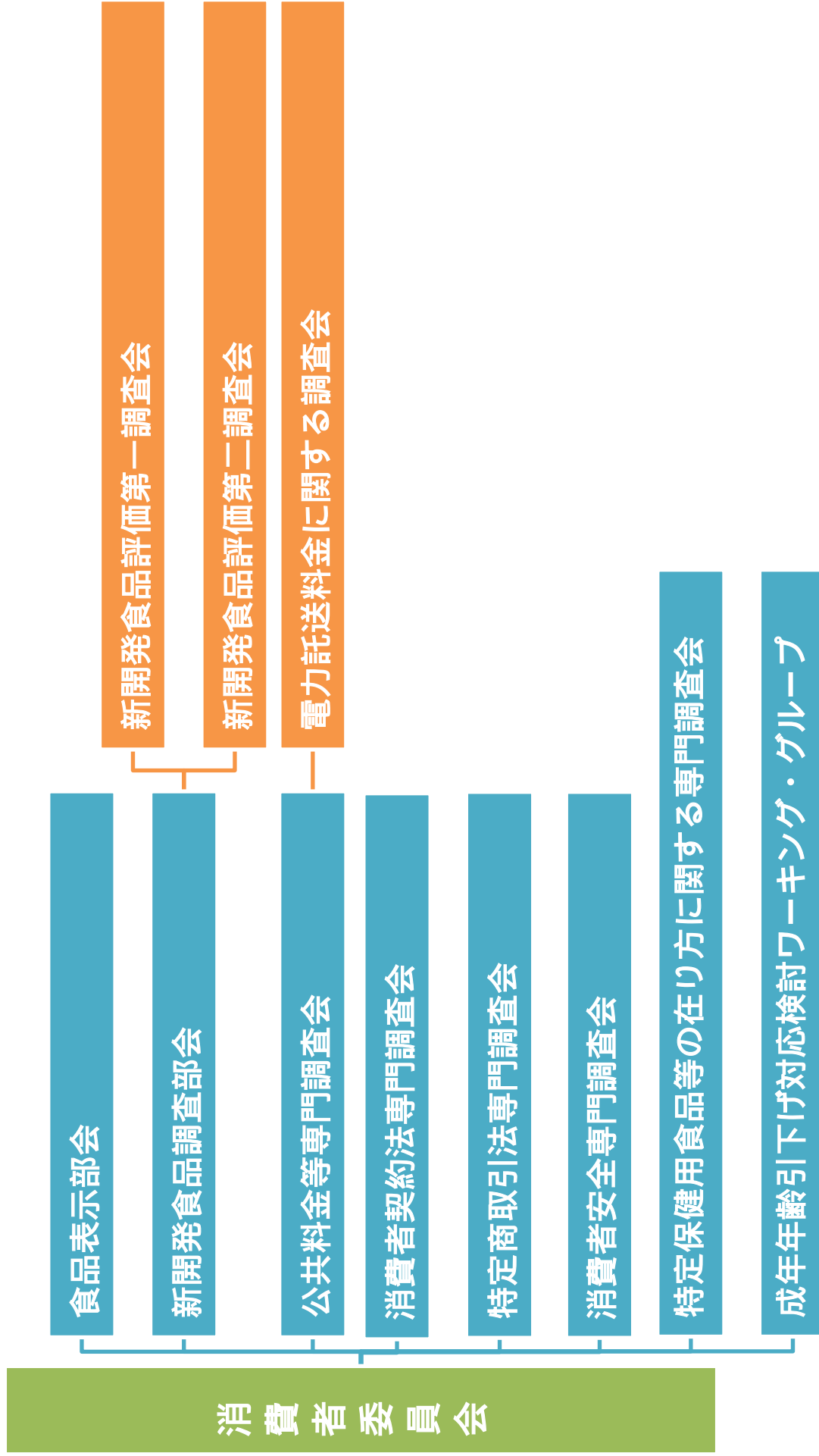
以上10名

(五十音順・敬称略)

(注) 1. は委員長、 は委員長代理。

2. 阿久澤良造委員、池本誠司委員、河上正二委員は、衆・参の附帯決議の趣旨を踏まえ、常勤的に勤めることが可能になるように人選した委員である。

消費者委員会の審議体制



(注1) 記載している既存の下部組織は、第4次消費者委員会の発足以降に活動実績のあるもの。 2017年8月 現在

消費者委員会食品表示部会 委員名簿

(平成 29 年 1 月 11 日現在)

部会長	阿久澤 良造	日本獣医生命科学大学 学長
部会長代理	樋口 一清	法政大学大学院政策創造研究科 教授
	赤枝 いつみ	公益社団法人 日本栄養士会 理事
	安達 玲子	国立医薬品食品衛生研究所 生化学部 第三室長
	池戸 重信	宮城大学 名誉教授
	井之上 仁	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部
	今村 知明	奈良県立医科大学 公衆衛生学講座 教授
	受田 浩之	高知大学 副学長 地域連携推進センター長
	荻原 葉子	公益社団法人 消費者関連専門家会議 (ACAP) 会員
	蒲生 恵美	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会 専門委員
	川口 徳子	一般社団法人 日本ヒーブ協議会 副代表理事
	岸 克樹	日本チェーンストア協会 食品委員会 委員
	澤木 佐重子	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 食の研究会 代表
	菅 聡一郎	弁護士
	宗林 さおり	独立行政法人 国民生活センター 理事
	松寄 くみ子	跡見学園女子大学文学部 教授
	宮崎 親	全国保健所長会 副会長
	渡邊 健介	一般財団法人 食品産業センター 参与

部会長、部会長代理を除き五十音順・敬称略。

平成 28 年 4 月 28 日任命。渡邊委員は平成 28 年 6 月 24 日任命。

消費者委員会 新開発食品調査部会 委員名簿

(平成29年4月21日現在)

部会長	阿久澤良造	日本獣医生命科学大学 学長
部会長代理	長田三紀	全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長
	石見佳子	国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 シニアアドバイザー
	大野泰雄	公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団 理事長
	木戸康博	金沢学院大学人間健康学部健康栄養学科 教授
	久代登志男	日野原記念クリニック 所長 日本大学 客員教授
	清水誠	東京農業大学応用生物科学部 教授
	志村二三夫	十文字学園女子大学 学長
	竹内淑恵	法政大学経営学部 教授
	田中弥生	駒沢女子大学人間健康部健康栄養学科 教授
	寺本民生	帝京大学臨床研究センター センター長
	戸部依子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会 消費生活研究所 所長
	松寄くみ子	跡見学園女子大学文学部 教授
	山崎壮	実践女子大学生活科学部 教授
	山田和彦	女子栄養大学栄養学部 教授

以上15名

部会長、部会長代理を除き五十音順・敬称略。

平成27年10月14日任命。

竹内委員、田中委員、松寄委員は平成27年11月10日任命。

長田委員は平成28年3月3日任命。

消費者委員会 新開発食品調査部会 新開発食品評価第一調査会
委員名簿

(平成29年6月1日現在)

(座長)	大野 泰雄	公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団 理事長
(座長代理)	志村 二三夫	十文字学園女子大学 学長
	久代 登志男	日野原記念クリニック 所長 日本大学 客員教授
	梅垣 敬三	国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 食品保健機能研究部長
	川島 由起子	聖マリアンナ医科大学病院 栄養部参与
	河田 照雄	京都大学大学院農学研究科 教授
	佐藤 恭子	国立医薬品食品衛生研究所 食品添加物部長
	森川 馨	帝京大学薬学部 客員教授
	山岡 和枝	帝京大学大学院公衆衛生学研究科 教授
	脇 昌子	静岡市立静岡病院副院長兼内分泌・代謝内科科長、 京都大学医学部臨床 教授

以上10名

座長、座長代理を除き五十音順・敬称略。

平成27年10月16日任命。

消費者委員会 新開発食品調査部会 新開発食品評価第二調査会
委員名簿

(平成29年4月21日現在)

(座長)	山 田 和 彦	女子栄養大学栄養学部教授
(座長代理)	清 水 誠	東京農業大学応用生物科学部教授
	石 見 佳 子	国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 シニアアドバイザー
	飯 野 久 和	昭和女子大学 大学院 生活機構研究科教授
	岩 崎 学	成蹊大学理工学部教授
	門 脇 弘 子	国際医療福祉大学臨床医学研究センター教授
	木 内 文 之	慶應義塾大学薬学部教授
	木 元 広 実	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 畜産草地研究所主任研究員
	鈴 木 和 春	仁愛大学人間生活学部教授
	和 田 政 裕	城西大学薬学部教授

以上10名

座長、座長代理を除き五十音順・敬称略。

平成27年10月16日任命。

消費者委員会 公共料金等専門調査会 委員名簿

平成28年3月21日現在

	氏 名	所 属
(座長)	古 城 誠	上智大学法学部教授
(座長代理)	井 手 秀 樹	慶應義塾大学名誉教授
	古 賀 真 子	特定非営利活動法人コンシューマネット・ジャパン理事長
	白 山 真 一	公認会計士
	陶 山 恵 子	北九州市消費者団体連絡会参与
	松 村 敏 弘	東京大学社会科学研究所教授
	矢 野 洋 子	元東京消費者団体連絡センター事務局長
	山 内 弘 隆	一橋大学大学院商学研究科教授

以上8名

なお、消費者委員会の蟹瀬令子委員、長田三紀委員が、
公共料金等専門調査会の担当委員として、調査審議に参画する。

電力託送料金に関する調査会 委員名簿

平成28年 5月20日現在

座長	古 ^こ 城 ^{じょう} 誠 ^{まこと}	上智大学法学部教授
座長代理	井 ^い 手 ^て 秀 ^{ひで} 樹 ^き	慶應義塾大学名誉教授
	太 ^お 田 ^お 康 ^{やす} 広 ^{ひろ}	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
	古 ^こ 賀 ^が 真 ^ま 子 ^{さこ}	特定非営利活動法人コンシューマネット・ジャパン理事長
	白 ^{しら} 山 ^{やま} 真 ^{しん} 一 ^{いち}	公認会計士
	陶 ^す 山 ^{やま} 恵 ^{けい} 子 ^こ	北九州市消費者団体連絡会参与
	安 ^{やす} 田 ^だ 陽 ^{よう}	関西大学システム理工学部准教授
	矢 ^や 野 ^の 洋 ^{よう} 子 ^こ	前東京消費者団体連絡センター事務局長

以上8名

なお、消費者委員会の蟹瀬令子委員、長田三紀委員が電力託送料金に関する調査会の担当委員として、調査審議に参画する。

消費者契約法専門調査会 委員名簿

(座長)	山本 敬三	京都大学大学院法学研究科教授
(座長代理)	後藤 巻則	早稲田大学大学院法務研究科教授
	有山 雅子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事
	石島 真奈	ヤフー株式会社メディアグループ事業開発本部長
	磯辺 浩一	特定非営利活動法人消費者機構日本専務理事
	井田 雅貴	特定非営利活動法人大分県消費者問題ネットワーク理事長
	大澤 彩	法政大学法学部教授
	沖野 眞已	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会前事務局長
	後藤 準	全国商工会連合会常務理事
	永江 禎	一般社団法人日本広告業協会法務委員会委員長
	中村 美華	日本チェーンストア協会総務委員会委員
	長谷川 雅巳	一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部副本部長
	増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
	丸山 絵美子	名古屋大学大学院法学研究科教授
	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
	山本 健司	弁護士(清和法律事務所)

以上18名(敬称略)

特定商取引法専門調査会

委員名簿

(座長)	後藤 卷則	早稲田大学大学院法務研究科教授
(座長代理)	村 千鶴子	東京経済大学現代法学部教授
	阿部 泰久	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
	有山 雅子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント ・相談員協会理事
	池本 誠司	弁護士
	沖野 眞己	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長(共同代表)
	佐々木 迅	公益社団法人日本通信販売協会会長
	鈴木 弘樹	公益社団法人日本訪問販売協会会長
	高芝 利仁	弁護士
	朽原 克彦	日本商工会議所理事
	野坂 雅一	株式会社読売新聞東京本社調査研究本部総務
	花井 泰子	特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海理事
	増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事
	山本 明	東京都生活文化局消費生活部長

以上15名(敬称略)

消費者安全専門調査会 専門委員名簿

(平成 28 年 12 月 22 日現在)

(座長) 山本 隆司 東京大学大学院法学政治学研究科教授

(座長代理) 藤田 和彦 富士通株式会社シニアディレクター

相澤 彰子 大学共同利用機関法人国立情報学研究所教授

市瀬 龍太郎 大学共同利用機関法人国立情報学研究所准教授

西田 佳史 国立研究開発法人産業技術総合研究所首席研究員

村田 磨理子 公益財団法人統計情報研究開発センター主任研究員

消費者委員会 特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会 委員名簿

(平成27年10月16日任命)

座長	寺本 民生	帝京大学 臨床研究センター センター長
	梅垣 敬三	国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所情報センター長
	迫 和子	公益社団法人 日本栄養士会 専務理事
	清水 俊雄	名古屋文理大学 健康生活学部 教授
	中村 重信	東京都 福祉保健局 健康安全部 食品監視課長
	野々山 宏	京都消費者契約ネットワーク 副理事長、弁護士
	原 孝博	健康と食品懇話会 会長
	矢吹 昭	公益財団法人日本健康・栄養食品協会 特定保健用食品部長
	唯根 妙子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会 理事
	吉田 巖	公益社団法人 日本広告審査機構 審査部

以上10名

成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ
構 成 員 名 簿

(座長)	樋口 一清	法政大学大学院政策創造研究科教授
(座長代理)	池本 誠司	弁護士
	大森 節子	NPO 法人C・キッズ・ネットワーク理事長
	河上 正二	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事
オブザーバー	後藤 巻則	早稲田大学大学院法務研究科教授

(敬称略)

第 4 次消費者委員会 開催実績（平成 27 年 9 月～平成 29 年 8 月）

	日 付	議 題
平成 27 年		
第 203 回	9 月 7 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口内閣府特命担当大臣、平内閣府副大臣御挨拶 ・ 消費者委員会委員紹介 ・ 委員長の互選 ・ その他（消費者委員会の下部組織について）
第 204 回	10 月 27 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河野内閣府特命担当大臣、松本内閣府副大臣、酒井内閣府大臣政務官御挨拶 ・ 調査審議テーマについて ・ その他
第 205 回	11 月 6 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭用品品質表示法の告示改正について ・ 住宅品質確保法の告示改正について
第 206 回	11 月 12 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者基本計画の検証・評価・監視について ・ 平成 26 年度個人情報保護法施行状況の概要について
第 207 回	11 月 25 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定商取引法施行令等の一部改正について ・ その他
第 208 回	12 月 8 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景品表示法への課徴金制度導入に関する政令・内閣府令・ガイドラインについて ・ 消費者基本計画の検証・評価・監視について ・ その他
第 209 回	12 月 15 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者基本計画の検証・評価・監視について ・ 消費者裁判手続特例法に関する政令、内閣府令、ガイドラインについて

	日 付	議 題
平成 28 年		
第 210 回	1 月 7 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定商取引法専門調査会の報告 ・ 消費者契約法専門調査会の報告 ・ その他
第 211 回	1 月 27 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者基本計画の検証・評価・監視について <ul style="list-style-type: none"> - 高齢者向け住まいにおける消費者保護について - マンションにおける基礎ぐい工事問題について ・ 消費者安全の確保に関する基本的な方針の改定について ・ その他

第 212 回	2 月 24 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画工程表の改定に向けた意見について ・美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議に係る実施状況報告について ・その他
第 213 回	3 月 3 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政について
第 214 回	3 月 9 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政について ・消費者安全の確保に関する基本的な方針の改定案について
第 215 回	3 月 23 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法及び消費者契約法の改正について ・電子マネーに関する消費者問題についての建議の実施報告について
第 216 回	3 月 29 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政について ・官民連携による高齢者の見守りについて
第 217 回	4 月 5 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層を中心とした消費者教育について ・「名簿販売事業者における個人情報の提供等に関する実態調査」の報告について
第 218 回	4 月 12 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・官民連携による高齢者の見守りについて ・特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会の報告について
第 219 回	4 月 19 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議の実施報告について ・身元保証等生活サポート事業について
第 220 回	4 月 26 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力の原価算定期間終了後の事後評価について ・官民連携による高齢者の見守りについて ・公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会の第 1 次報告書について
第 221 回	5 月 10 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画工程表の改定素案について
第 222 回	5 月 17 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・電力小売自由化に関して注視すべき論点について
第 223 回	5 月 24 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画工程表の改定素案に対する意見について ・若年層を中心とした消費者教育について
第 224 回	5 月 31 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者白書について ・身元保証等高齢者サポート事業について
第 225 回	6 月 14 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業構造審議会割賦販売小委員会の報告書追補版の説明について ・身元保証等高齢者サポート事業について
第 226 回	6 月 21 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画工程表の改定について
第 227 回	6 月 28 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層を中心とした消費者教育について
第 228 回	7 月 12 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインゲームに関する消費者問題について

	日 付	議 題
第 229 回	7 月 26 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力託送料金に関する調査会の報告書について ・ オンラインゲームに関する消費者問題について ・ 商業施設内の遊戯施設における消費者安全について ・ 消費者志向経営の取組促進に関する検討会及び「倫理的消費」調査研究会の報告書について ・ その他
第 230 回	8 月 2 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会の報告書について ・ オンラインゲームに関する消費者問題について
第 231 回	8 月 23 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松本純内閣府特命担当大臣、松本洋平内閣府副大臣、務台内閣府大臣政務官御挨拶 ・ 徳島県による消費者庁等の移転の提案について ・ その他
第 232 回	9 月 6 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年年齢が引き下げられた場合の対応策について ・ 「特定保健用食品の表示許可等について」の一部改正について
第 233 回	9 月 20 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能性表示食品制度について ・ オンラインゲームに関する消費者問題について ・ その他
第 234 回	10 月 25 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害時における国民生活センターの取組 ・ その他
第 235 回	11 月 1 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関のウェブサイト等の取扱い等について
第 236 回	11 月 8 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭用品品質表示法の告示改正について
第 237 回	12 月 6 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京特別区・武三地区のタクシー運賃組替え案について ・ 健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議の実施報告 ・ 身元保証等高齢者サポート事業について ・ その他
第 238 回	12 月 20 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議の実施報告 ・ その他
第 239 回	12 月 27 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 探偵業に関する消費者問題について

	日 付	議 題
平成 29 年		
第 240 回	1 月 10 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・成年年齢引下げ対応検討WGの報告 ・その他
第 241 回	1 月 17 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設等における事故情報の収集及び活用に関する建議のフォローアップについて ・健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議の実施報告を受けた対応の検討について
第 242 回	1 月 31 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法施行令の一部改正について ・消費者基本計画工程表の改定に向けた意見について ・身元保証等高齢者サポート事業について ・その他
第 243 回	3 月 21 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議のフォローアップ
第 244 回	4 月 11 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画工程表の改定素案について ・消費者安全確保地域協議会について
第 245 回	4 月 18 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・機能性表示食品制度について ・電気料金値上げ後のフォローアップについて ・その他
第 246 回	4 月 25 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・成年年齢引下げ対応について (消費者基本計画工程表の検証評価・監視) ・子ども向け広告の在り方について考えるシンポジウムについて ・その他
第 247 回	5 月 23 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画工程表の改定素案について <ul style="list-style-type: none"> - 平成 28 年度特定保健用食品買上調査の調査結果について - 消費者基本計画工程表の改定素案に対する意見について ・電力小売自由化に係るフォローアップおよび都市ガス小売自由化に関する注視すべき論点について
第 248 回	6 月 6 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画工程表の改定について ・その他
第 249 回	6 月 20 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者白書について ・特定商取引に関する法律施行令の一部改正について ・訪問購入に係る規制の現状について

	日 付	議 題
第 250 回	6 月 27 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法に基づく課徴金納付命令について ・「JIS Z8050 安全側面 - 規格及びその他の仕様書における子ども安全の指針」について
第 251 回	7 月 25 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会報告書について ・その他
第 252 回	8 月 1 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政における執行力の充実について ・特定商取引法施行令の一部改正について
第 253 回	8 月 8 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者契約法専門調査会の報告について ・消費者安全専門調査会の報告について
第 254 回	8 月 22 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議のフォローアップについて ・国民生活センター ADR の実施状況に関する検討会報告書について ・関西電力による電気料金の値下げに関するフォローアップについて ・その他
第 255 回	8 月 29 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政における執行力の充実について ・次期消費者委員会への移行に当たっての留意事項について ・その他 ・岡村消費者庁長官、松本国民生活センター理事長御挨拶

消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画工程表の 改定に向けての意見

平成29年1月31日
消費者委員会

消費者基本法においては、消費者基本計画（以下、「計画」という。）の検証・評価・監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとする場合は、消費者委員会の意見を聴かなければならないとされている。このため、当委員会としては、計画の実施状況や計画に盛り込むべき新たな課題等に係る検討を、調査審議の重要な柱の1つと位置付けてきた。

平成27年3月に閣議決定された計画においても、「消費者委員会は、消費者行政全般に対する監視機能を最大限に発揮しつつ、本計画に基づく施策の実施状況について、随時確認し、KPIも含めて検証・評価・監視を行う」とされている。

当委員会としては、これまでに発出してきた建議等を踏まえ、計画の実施状況に関する検証・評価において、特に留意すべき事項や計画工程表の見直しに向けて具体的に検討すべき課題について、下記のとおり意見を述べる。関係省庁等におかれては、下記の各項目について十分に検討の上、可能な限り計画工程表の改定素案等に反映されたい。

なお、当委員会としては、状況に応じ、今後、消費者庁において策定される計画工程表の改定素案に対し、更なる意見表明を行うことを予定している。

記

1. 民法の成年年齢引下げに対する対応について

民法の成年年齢が引き下げられた場合、新たに成年となる18、19歳の消費者被害の防止・救済のためには、消費者教育の充実や制度整備等が必要である。こうした観点から、消費者庁からの意見聴取に対する委員会の回答（平成29年1月）を踏まえ、以下の点を中心に工程表に明記されたい。また、成年年齢引下げに対応する各取組を一体的に把握できるよう、例えば各項目に関する工程表を集約するなど、記載の仕方を工夫されたい。

(1) 消費者契約法

消費者契約法専門調査会報告書（平成27年12月）において残された論点

とされた点と併せて、若年成人に対する配慮に努める義務やつけ込み型勧誘を含む不当勧誘に対する取消権の検討を含む消費者被害の防止・救済のための消費者契約法の改正作業について、具体的な取組等の内容、スケジュール等を工程表に明記されたい。(消費者庁、法務省)

(2) 特定商取引法

特定商取引法の省令改正作業や、特定商取引法に違反した事業者に対する処分等の執行の強化について、具体的な取組等の内容、スケジュール等を工程表に明記されたい。(消費者庁、経済産業省)

(3) 消費者教育の充実

小中高等学校における消費者教育の充実、消費者教育推進のための人材開発、アクティブ・ラーニングの視点からの手法の高度化や実効性確保・教材の開発、児童養護施設等での消費者教育支援に関するプログラムの検討等について、具体的な取組等の内容、スケジュール等を工程表に明記されたい。

また、大学・専門学校等における消費者教育推進のための人材開発、地方自治体と大学・専門学校等の消費者被害防止のための連携枠組みの強化、大学における学生相談室等を通じた消費者教育・啓発強化、専門学校等での消費者啓発・教育の取組についての実態把握、マルチ商法における心理的背景についての調査研究等について、具体的な取組等の内容、スケジュール等を工程表に明記されたい。(消費者庁、文部科学省)

(4) 消費者被害対応の充実

相談体制の強化・拡充等の若年成人に向けた消費者被害対応の充実について、消費生活センターの周知、相談窓口の拡充、若者支援機関との連携、消費生活センターと大学・専門学校等間の情報交換などの具体的な取組等の内容、スケジュール等を工程表に明記されたい。(消費者庁)

(5) 若年消費者被害防止の社会的周知

成年年齢引下げに伴う若年消費者被害防止の社会的周知のための国民キャンペーンの実施について、具体的な取組等の内容、スケジュール等を工程表に明記されたい。(消費者庁)

2. 「健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」への対応について

「健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」への実効性のある対応の実施に向けて、平

成29年1月17日に発出した「健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」の実施報告に対する意見」に示した事項を留意の上、それぞれの取組等の内容を具体的に工程表に明記されたい。特に、消費者庁が実施・検討予定としている「3 その他」に記した事項については、スケジュールも含め、必ず工程表に明記されたい。(消費者庁)

3. 電力託送料金に関する取組について

送配電事業を行う電力会社の託送料金に係る査定に関し、「電力託送料金に関する調査会報告書」(平成28年7月)を踏まえ、資材・役務調達コスト等に係る更なる効率化の手法、コスト削減のための妥当な託送料金算定手法の在り方等の諸論点における問題点の改善に向けた具体的取組及びそれらの取組の監視について、工程表に明記されたい。(消費者庁、経済産業省)

4. 東京特別区・武三地区のタクシー運賃組替えについて

平成28年12月に発出した「一般乗用旅客自動車運送事業(東京都特別区・武三地区)の運賃組替え案に関する消費者委員会意見」を踏まえ、タクシー運賃組替えに関する課題への具体的取組及び運賃組替え後の事後検証について、工程表に明記されたい。(消費者庁、国土交通省)

5. 医療機関のウェブサイト等の取扱いについて

「医療機関のウェブサイト等の取扱いについて(とりまとめ)」(平成28年9月医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会)を踏まえ、医療機関のウェブサイト等による情報提供の適正化を進めるための今後の取組について、具体的な取組等の内容を工程表に明記されたい。(厚生労働省)

6. その他

前記1から5に掲げた内容の工程表への記載に当たっては、「消費者基本計画工程表の改定素案(平成28年4月)に対する意見」(平成28年5月24日。別添)の第1で示した内容に留意の上、工程表の改定素案に反映されたい。

そのほか、同意見の第3に示した内容についても、それぞれの取組等を工程表に明記することを検討されたい。

(以上)

消費者基本計画工程表の改定素案（平成28年4月）に対する意見

平成28年5月24日

消費者委員会

当委員会は、消費者基本計画工程表（以下「工程表」という。）の検証・評価及び見直しについて、本年2月24日に「消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画工程表の改定に向けての意見」（以下「2月意見」という。）を取りまとめ、本意見の内容を、可能な限り工程表の改定案等に反映することを求めてきた。

その後、消費者庁をはじめとする関係府省庁等では、2月意見も踏まえつつ、工程表の検証・評価及び見直し作業を行い、取りまとめられた工程表の改定素案は、本年4月21日よりパブリックコメントにかけられた。

当委員会は、本年5月10日の消費者委員会本会議において、工程表の改定素案について、消費者庁よりヒアリングを行ったところである。本ヒアリングの結果や、これまでに行った建議・提言その他の意見等の内容、本年2月から4月にかけて実施した建議¹に関するフォローアップについてのヒアリングの結果等を踏まえ、工程表の改定素案に対し、下記のとおり意見を述べる。関係省庁等におかれては、下記の各項目について積極的に検討の上、可能な限り工程表の改定原案等に反映されたい。

当委員会としては、本意見の工程表への反映状況や、その後の実施状況等について引き続き監視を行い、消費者被害の状況が深刻なものや、取組が不十分と考えられるもの等については、今後、重点的に当委員会の調査審議を通じて取り上げていくとともに、必要に応じて建議等の意見表明を行っていくこととする。

記

第1 全体的な事項

1. KPIについて

当委員会が公表した「次期消費者基本計画の素案（平成27年2月）等に対する意見」（平成27年2月17日）において指摘したような基準²を念頭にKPIの見直しを

¹ 「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」、「電子マネーに関する消費者問題についての建議」及び「商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議」

² (i) 法令及びガイドライン等の見直しや改訂の実施状況、(ii) 消費者や事業者等への、法令及びガイドライン等の周知状況、(iii) 消費者関連法令の執行等、行政処分の実施状況、(iv)

行うほか、施策の達成状況等に応じ、指標の見直しや追加設定を検討するとともに、目標の数値等についても、不断の見直しを図りたい。

2. 工程表の図について

年限を区切らずに5年間で取り組むことが示されているものについては、定期的・継続的に実施しなければならないものを除き、可能な限り具体的な取組に分けた上で、当該具体的な取組ごとに期限を明確に設定した上で、図示されたい。

第2 個別の事項

1. 軽井沢スキーバス事故を受けた対応（1（1）③関係）

「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の中間整理（平成28年3月29日）を踏まえ、少なくとも「速やかに講ずべき事項」とされている取組について、可能な限り工程表に明記されたい。（国土交通省）

2. 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するための取組（1（1）⑤関係）

2月意見に盛り込まれた内容（工事監理者が基礎ぐい工事における工事監理を行うにあたって留意すべき点を示されている「基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン」について、その実効性を確保するための取組のスケジュール等の工程表への明記）について、同ガイドラインの実効性を確保するため、周知のみならず、同ガイドラインのフォローアップ等の取組について、工程表に明記されたい。（国土交通省）

3. 事故情報の収集、公表及び注意喚起等（1（2）①関係）

商業施設以外の遊戯施設における事故防止対策について、平成27年8月に発出した「商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議」及びそのフォローアップ結果を踏まえ、具体的な取組を工程表に明記されたい。（消費者庁）

4. 高齢者向け住まいにおける安全の確保（1（2）⑥関係）、高齢者向け住まいにおける消費者保護（3（2）⑩関係）

2月意見に盛り込まれた内容（サービス付き高齢者向け住宅を含め、消費者が選択にあたって必要な情報が入手できるような分かりやすい情報提供等の工程表への明記）について、「サービス付き高齢者住宅の整備等のあり方に関する検討会」

関連する取組全体の効果としての消費者被害の発生状況を基準としている。

の議論を踏まえ、情報提供等のための取組を工程表に明記されたい。(厚生労働省、国土交通省)

5. 健康増進法による表示・広告の適正化の在り方に関する検討(2(3)②関係)

平成28年4月に「健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」を発出したことを踏まえ、健康増進法による表示・広告の適正化の在り方に関する検討について、工程表に明記されたい。(消費者庁)

6. 個人情報保護法制の周知(5(2)②関係)

平成28年1月に個人情報保護委員会が設置され、個人情報保護法が同委員会に移管されたことを受け、同法に係る制度の周知は同委員会が行うこととなることから、法制度の周知に係る今後の取組を、工程表に明記されたい。(個人情報保護委員会、消費者庁)

第3 今後の課題

1. 特定商取引法の適用除外とされている消費者保護関連法の必要な執行体制強化及び制度改正(3(1)③関係)

工程表の改定素案には、執行状況の把握のための調査結果を取りまとめたものとして、別表1において行政処分等の執行件数が記載されているが、行政処分等の種別ごとの件数を把握するのみでは、特定商取引法の適用除外とされている消費者保護関連法においても、特定商取引法における違反類型(不実告知等の不当勧誘や虚偽・誇大広告等)と同様の行為に対して行政処分等がなされ、消費者の保護が十分に図られているのか否かが明らかでない。調査された執行状況については、さらに違反行為ごとに分析した上で、今後はその内容を明らかにされたい。(消費者庁)

2. 消費者教育の推進について(4(2)①関係)

消費者教育の推進に関する法律(平成24年8月22日法律第61号)及び消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定)に基づき、これまで取り組んできた消費者教育について、実態を把握し、必要に応じて工程表を見直すことを検討されたい。

3. 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等、地域の見守りネットワークの構築（消費者安全地域確保協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体）（6（2）①、②関係）

消費者安全確保地域協議会の設置状況をKPIに設定しているが、当該指標のみならず、消費生活協力員・消費生活協力団体の活用支援についても、施策目標の方向性を検討されたい。

また、地方消費者行政推進交付金が平成29年度で終了することから、地方消費者行政の計画的・安定的な取組が可能となるよう、同交付金終了後の施策の方向性について、十分検討されたい。（消費者庁）

4. 新たに発生する課題について

社会経済情勢が変化する中で、新たに消費者問題として課題が発生することがあるが、必要に応じて新規の政策レベルで工程表に追加することを検討されたい。

（以上）

消費者基本計画工程表の改定素案（平成29年4月）に対する意見

平成29年5月23日
消費者委員会

当委員会は、消費者基本計画工程表（以下「工程表」という。）の検証・評価及び見直しについて、本年1月31日に「消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画工程表の改定に向けての意見」（以下「1月意見」という。）を取りまとめ、本意見の内容を、可能な限り工程表の改定素案に反映することを求めてきた。

その後、消費者庁をはじめとする関係府省庁等では、1月意見も踏まえつつ、工程表の検証・評価及び見直し作業を行い、取りまとめられた工程表の改定素案は、本年4月10日よりパブリックコメントにかけられた。

当委員会は、本年4月11日の消費者委員会本会議において、工程表の改定素案について、消費者庁よりヒアリングを行ったところである。このヒアリングの結果や、これまでに行った建議・提言その他の意見等の内容、工程表に記載された個別施策についてのヒアリングの結果等を踏まえ、工程表の改定素案に対し、下記のとおり意見を述べる。関係省庁等におかれては、下記の各項目について積極的に検討の上、可能な限り工程表の改定原案等に反映されたい。

当委員会としては、本意見の工程表への反映状況や、その後の実施状況等について引き続き監視を行い、消費者被害の状況が深刻なものや、取組が不十分と考えられるもの等については、今後、重点的に当委員会の調査審議を通じて取り上げていくとともに、必要に応じて建議等の意見表明を行っていくこととする。

記

第1 全体的な事項

1. KPIについて

当委員会が公表した「次期消費者基本計画の素案（平成27年2月）等に対する意見」（平成27年2月17日）において指摘したような基準¹を念頭にKPIの見直しを行うほか、施策の達成状況等に応じ、指標の見直しや追加設定を検討するとともに、目標の数値等についても、不断の見直しを図られたい。

¹ (i) 法令及びガイドライン等の見直しや改訂の実施状況、(ii) 消費者や事業者等への、法令及びガイドライン等の周知状況、(iii) 消費者関連法令の執行等、行政処分の実施状況、(iv) 関連する取組全体の効果としての消費者被害の発生状況を基準としている。

2. 工程表の図について

年限を区切らずに5年間で取り組むことが示されているものについては、定期的・継続的に実施しなければならないものを除き、可能な限り具体的な取組に分けた上で、当該具体的な取組ごとに期限を明確に設定した上で、図示されたい。また、取組の進捗や効果が思わしくない施策は、その状況を改善するための具体的な対策を工程表に反映されたい。

第2 工程表への反映が必要な事項

1. 成年年齢引下げ対応について

民法の成年年齢が引き下げられた場合、新たに成年となる18、19歳の消費者被害の防止・救済のためには、消費者教育の充実や制度整備、消費者被害対応の充実等が必要である。これらの成年年齢引下げに対応する各取組を一体的に把握出来るよう、各項目に関する工程表を集約し、一覧出来るようにされたい。

特に、消費者教育推進地域協議会の枠組みに大学・専門学校等に参画してもらおうよう、大学・専門学校等関係団体を通じて要請し、かつ、消費生活センターと大学・専門学校等との被害事例を交換するための枠組みの構築について工程表に明記されたい。(消費者庁、文部科学省)(4(2)⑥関係)

さらに、消費生活センターの相談窓口の拡充、及び多様な媒体を用いた広報の充実について工程表に明記されたい。(消費者庁)(6(2)⑤関係)

消費者庁からの意見聴取に対する委員会の回答²を踏まえた若年成人への対応は、必ずしも成年年齢引き下げを内容とする民法改正が実施されなければ行えないものではない。このため、民法改正を待たずに直ちに取組を始められる事項についても今期の工程表に具体的な取組を記載し、今期の工程表に記載出来ていない取組については次期の工程表に記載出来るよう実施に向けた準備・検討を進められたい。(消費者庁、関係省庁等)

2. 食品表示について

(1) 消費者等への周知の強化と健康食品の表示・広告の適正化

栄養成分表示や保健機能食品に関する消費者への周知に係る取組として「栄養表示・保健機能食品の消費者教育調査」(平成28年度)や「栄養成分表示・保健機能食品の消費者教育モデル事業」(平成29年度)、また、平成30年度以降の全国展開に向けた取組について記載するとともに、取組のスケジュールを工程

² 「民法の成年年齢が引き下げられた場合の新たに成年となる者の消費者被害の防止・救済のための対応策について(回答)」(平成29年1月10日消費者委員会)

表の図に明記されたい。(消費者庁) (2 (3) ①関係)

加えて、平成27年に施行された食品表示法に基づく食品表示の理解度のKPIとして、消費者・事業者双方の理解がどの程度かを示すデータを記載されたい。(2 (3) ①関係)

また、健康食品の表示・広告について、現行の健康増進法において従前以上に速やかな監視・指導を行うための方策について記述されたい。もしくは、現行法では現行以上には速やかな監視・指導及び措置が行えない場合は、建議³で求めた健康増進法改正に関する検討を速やかに行うことを記載されたい。(消費者庁) (2 (3) ②関係)

さらに、事業者に対して、特定保健用食品の広告に、バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文書の表示を求めることについて、事業者に対するパンフレットの配布枚数などの実績を記載するとともに、これが実効性ある対策であることを示すためのKPIを設定されたい。(消費者庁) (2 (3) ②関係)

(2) 特定保健用食品等の制度・運用の見直し

特定保健用食品の許可後の事後チェックについて、実効性のあるものとなっていることを確認出来るよう、買上調査や指導等の件数の実績を具体的に記載されたい。(消費者庁) (2 (3) ①関係)

また、内閣府令改正等により新たな科学的知見の解釈は以前より明確になったものの、特定保健用食品の再審査制に係る運用については明確になっていない面があることから、再審査制を更新制の代替として機能させるための要件見直し等の検討を明記されたい。(消費者庁) (2 (3) ①関係)

さらに、特定保健用食品の製品に係る公開情報の充実を図ることについて、スケジュールを工程表の図に明記されたい。(消費者庁) (2 (3) ①関係)

加えて、特定保健用食品のみならず保健機能食品全体に関する制度を適正に運用できる体制を強化するための計画を明記されたい。その際、特定保健用食品の平成28年度買上調査において関与成分が規定量に満たない製品が見つかったことを踏まえ、保健機能食品で問題のある製品が見つかった際の対応ルールについて、行政処分の是非を判断する基準の明確化・透明化の他、当該事案の情報(販売量、販売期間、違反状況の詳細 等)の開示といった当該製品を購入した消費者の視点に立った情報提供の在り方も含めて、早急に検討することを盛り込まれたい。(消費者庁) (2 (3) ①関係)

³ 「健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」(平成28年4月12日消費者委員会)

(3) 機能性表示食品制度の見直し

機能性表示食品制度の施行後2年が経ったことから、制度の運用状況や制度に対する消費者の理解度等を踏まえ、改善に向けた見直しを行うことを明記されたい。特に、事後チェックの在り方や表示・広告等の問題提起を受けることの多い点については実態を把握し、必要な見直しを行うことを明記されたい。併せて、工程表の図に記載されている「食品の機能性等を表示する制度改正の要否の検討【消費者庁】」の部分も修正されたい。(2(3)①関係)

3. 地域の見守りネットワークの構築について

改正消費者安全法により新たに位置づけられた消費者安全確保地域協議会の設置状況は、人口5万人以上の市町⁴において21市にとどまっており(平成29年1月1日現在)、非常に低調である。

このため、地方自治体における消費者安全確保地域協議会の設置促進のための取組が強化されるよう、先進事例の収集・共有にとどまらず、消費者安全確保地域協議会を設置することの意義や地方消費者行政推進交付金の活用が可能なことを含む設立支援に関する情報等の積極的な周知等、具体的な取組を更に追加して盛り込まれたい。(消費者庁)(6(2)②関係)

また、消費者安全確保地域協議会の設立や運営に関してガイドライン⁵に記載されている事項について、地方自治体はその全てを必要事項と捉えることにより、設置に対する負担感がもたらされている可能性があることから、既存の介護・福祉サービスにおける高齢者の見守りのネットワークを活用することの呼びかけ等、こうした負担感を取り除くための働きかけを地方自治体に対して積極的に行うことが重要であり、そのための取組について工程表に明記されたい。(消費者庁)(6(2)②関係)

(以上)

⁴ 人口5万人以上の市町数は全国で556(平成28年4月現在)。

⁵ 改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン(平成27年3月消費者庁)

身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議

平成 29 年 1 月 31 日
消費者委員会

我が国は、少子高齢化の進展により人口減少社会に突入しており、同時に、単身世帯の増加、親族の減少、あるいは近隣関係の希薄化といった状況がみられる。

こうしたことを背景に、一人暮らしの高齢者等を対象とした、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する新しい事業形態（本建議における「身元保証等高齢者サポート事業」）が生まれている。

身元保証等高齢者サポート事業については、指導監督に当たる行政機関が必ずしも明確ではなく、利用者からの苦情相談についてもほとんど把握されていないのが実情である。

当委員会はこうした状況を踏まえ、身元保証等高齢者サポート事業に係る消費者被害の防止のために、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）に基づき、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、厚生労働大臣及び国土交通大臣に対し、次のとおり建議する。また、この建議への対応について、各大臣に対して、平成29年7月までにその実施状況の報告を求める。

1. 身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の取組

(建議事項1)

消費者庁及び厚生労働省は、消費者保護の観点から、以下の取組を行うこと。

- (1) 消費者庁は、身元保証や死後事務等を行う身元保証等高齢者サポート事業による消費者被害を防止するため、厚生労働省その他関係行政機関と必要な調整を行うこと。
- (2) 厚生労働省は、関係行政機関と連携して、身元保証等高齢者サポート事業において消費者問題が発生していることを踏まえ、事業者に対しヒアリングを行うなど、その実態把握を行うこと。
- (3) 消費者庁及び厚生労働省は、関係行政機関と連携して、前記(2)を踏まえ、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう、必要な措置を講ずること。

(理由)

1 我が国は、少子高齢化の進展により人口減少社会に突入しており、同時に、単身世帯の増加、親族の減少、あるいは近隣関係の希薄化といった状況がみられる。

2 こうしたことを背景に、一人暮らしの高齢者等を対象として、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する新しい事業形態が生まれている。提供されるサービスの内容は事業者によって異なるが、主要なものとしては以下のサービスが挙げられ、これらのうち複数のサービスを一括して提供する事業形態もみられる(本建議では、これらのサービスを総称して「身元保証等高齢者サポートサービス」といい、高齢者等に対し、以下のうち少なくとも身元保証サービス又は死後事務サービスとして掲げたものを提供する事業を「身元保証等高齢者サポート事業」という。以下同じ。)

▶ 身元保証サービス

- ・ 病院・福祉施設等¹への入院・入所時の身元(連帯)保証
- ・ 賃貸住宅²入居時の身元(連帯)保証

▶ 日常生活支援サービス

- ・ 在宅時の日常生活サポート
(買物支援、福祉サービスの利用や行政手続等の援助、日常的金銭管理等)
- ・ 安否確認・緊急時の親族への連絡 等

▶ 死後事務サービス

¹ 本建議における「福祉施設等」には、介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)、認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等が該当する。

² 本建議における「賃貸住宅」には、サービス付き高齢者向け住宅が含まれる。

- ・病院・福祉施設等の費用の精算代行
- ・遺体の確認・引取り指示
- ・居室の原状回復、残存家財・遺品の処分
- ・ライフラインの停止手続
- ・葬儀支援 等

3 こうしたサービスの需要は、少子高齢化の進展により、今後一層高まっていくことが予想されるが、既存の公的制度だけでは対応しきれない面もあり、公益法人、NPO法人、社会福祉協議会、弁護士・司法書士・行政書士、葬祭業者等、様々な主体による民間事業として行われている。

4 身元保証等高齢者サポートサービスは、前記2で挙げたとおり多岐にわたっており、一人暮らしの高齢者等が、各サービスについて個別に適正な選択を行うことは困難である。身元保証等高齢者サポート事業においては、前記2で挙げた多くのサービスを提供する場合があるため、高齢者の利便性に資するが、契約内容が複雑になりがちである。また、個々の費目がいずれのサービスの対価を示すのか、費用体系が明確でないものもみられる。

5 身元保証等高齢者サポートサービスのうち、特に死後事務に要する費用については、生前に事業者へ預託する仕組みとなる場合が多いが、預託金の保全措置を講じていない事業者が存在しており、実際に、身元保証等高齢者サポート事業に係る事業者の経営破綻により、サービスの提供も受けられず、預託金も返還されないという事態が生じている。

6 身元保証等高齢者サポート事業の利用者には、一人暮らしの高齢者が多いとみられる。高齢者は、一般的に次第に心身共に能力が低下していくものであり、契約締結時には判断能力が認められる場合であっても、サービスの提供を受ける必要性が高まった状況においては、サービスが契約どおりに履行されているか、本人のみでは十分な確認ができるとはいえない。さらに、死後事務の履行について本人には確認するすべがない。終末期及び死後の事務処理に関する問題は、収入・資産の多寡を問わず、一人暮らしの高齢者全般にとって深刻な課題である。

7 厚生労働省は、社会福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関する事務並びに老人の福祉の増進に関する事務を所掌するとともに、所掌に係る一般消費者の利益の保護に関する事務を所掌しているところ（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第4条第1項第81号、第90号及び第107号）、身元保証等高齢者サポート事業全般については、指導監督に当たる行政機関が必ずしも明確ではなく、利用者からの苦情相談についてもほとんど把握されていないのが実情である。

8 消費者庁は、消費者の利益の擁護及び増進に関する事務を行うことを任務とし（消費者庁及び消費者委員会設置法第3条第1項）、これに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務並びに関係行政機関の事務の調整に関する事務を所掌している（同法第4条第1項第1号及び第2号）。

9 厚生労働省は、一人暮らしの高齢者等が安心して生活を送ることができるようにするなど、高齢者の福祉の観点から、関係行政機関と連携して、身元保証等高齢者サポート事業に関する実態把握を行うべきである。そして、実態把握を踏まえ、消費者庁及び厚生労働省は、関係行政機関と連携して、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう、必要な措置を講ずるべきである。その措置は、必ずしも法令による制度整備である必要はないが、消費者庁及び厚生労働省は、講じた措置の効果を適宜注視していくべきである。

10 前記9において必要な措置を検討するに当たっては、例えば以下の内容が考慮されるべきである。

- ① 契約内容（解約時のルール等）の適正化、費用体系の明確化（モデル契約書の策定等）
- ② 預託金の保全措置
- ③ 第三者等が契約の履行を確認する仕組みの構築
- ④ 利用者からの苦情相談の収集、対応策、活用の仕組みの構築

以上を踏まえ、消費者庁及び厚生労働省は、前記建議事項1に基づく措置を講ずべきである。

2. 病院・福祉施設等への入院・入所における身元保証人等の適切な取扱い

(建議事項2)

厚生労働省は、高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所することができるよう、以下の取組を行うこと。

- (1) 病院・介護保険施設の入院・入所に際し、身元保証人等がないことが入院・入所を拒否する正当な理由には該当しないことを、病院・介護保険施設及びそれらに対する監督・指導権限を有する都道府県等に周知し、病院・介護保険施設が身元保証人等のいないことのみを理由に、入院・入所等を拒む等の取扱いを行うことのないよう措置を講ずること。
- (2) 病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること。その上で、求められる役割の必要性、その役割に対応することが可能な既存の制度及びサービスについて、必要に応じ、病院・福祉施設等及び都道府県等に示すこと。求められる役割に対応する既存の制度やサービスがない場合には、必要な対応策を検討すること。

(理由)

- 1 医師法（昭和23年法律第201号）は、正当な事由なく診察治療の求めを拒んではならないことを定めている（同法第19条第1項）。また、各介護保険施設の基準省令においても、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないことが定められており（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第4条の2、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第5条の2及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第6条の2）、入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、上記の「正当な事由・理由」に該当しないと考えられる³。
- 2 「病院・施設等における身元保証等に関する実態調査」⁴によれば、以下のとおりである。
 - ① 契約書や利用約款等で身元保証人等を求めている病院は95.9%、施設等は91.3%

³ 介護保険施設については、平成28年3月7日に開催された全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議の厚生労働省配布資料において、「入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない」とされている。

⁴ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（平成26年10月）（https://www.legal-support.or.jp/akamon_regal_support/static/page/main/newsttopics/mimotohoshohoukoku.pdf）。調査は全国1,521か所の病院・施設等に対し実施され、病院（療養型医療施設（介護・医療）、その他（精神病床・一般病床））97か所、施設等（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、有料老人ホーム（介護付・住宅型）、サービス付き高齢者向け住宅、その他（養護老人ホーム等））506か所から回答を得ている。

に達している。

- ② 身元保証人等がない場合に入院、入所を認めないとしたものは、病院で22.6%、施設等で30.7%に上る。
- ③ 入院・入所中に身元保証人等が不在となった時に、8割以上の病院・施設等が新たな身元保証人等を求めるとしており、身元保証人等を求める姿勢が強いことも示されている。
- ④ 一方、66.7%の病院及び23.6%の施設等が、身元保証人等がいた場合でも、支払や関わりを拒否するといった理由で問題が解決しなかったことがあると回答している。
- ⑤ 病院、施設等が身元保証人等に求めるものとしては、主として以下のものが掲げられている。
 - ▶ 入院費・施設等利用料の支払い
 - ▶ 債務（入院費・施設等利用料、損害賠償等）の保証
 - ▶ 本人生存中の退院・退所の際の居室等の明渡しや原状回復義務の履行
 - ▶ 緊急の連絡先
 - ▶ 本人の身柄の引取り
 - ▶ 入院計画書やケアプラン等の同意
 - ▶ 医療行為（手術・予防接種等）の同意
 - ▶ 遺体・遺品の引取り・葬儀 等

3 厚生労働省は、上記の調査結果を参考に、病院・福祉施設等が身元保証を求める理由や背景等の実態を把握した上で、必要に応じ、病院・福祉施設等が身元保証人等に求めている種々の役割を分析・分類し、それぞれの役割の必要性並びにその役割に対応することが可能な既存の制度及びサービスについて整理して、対応指針として示すなど、適切な措置を講ずるべきである。こうした既存の制度及びサービスとしては、例えば、市町村や都道府県の福祉等関連部門との連携、社会福祉協議会による福祉等に係る支援制度、成年後見制度等の関連する法的制度、身元保証等高齢者サポート事業などの福祉等関連サービス等が考えられる。

対応することが可能な既存の制度やサービスがない場合には、必要な対応策を検討するべきである。

以上を踏まえ、厚生労働省は、前記建議事項2に基づく措置を講ずべきである。

3. 消費者への情報提供の充実

(建議事項3)

消費者庁、厚生労働省及び国土交通省は、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう、サービスを選択するに当たり有用と思われる情報提供を積極的に行うこと。

(理由)

- 1 身元保証等高齢者サポート事業においては、契約内容が複雑になりがちであること、サービスの履行状況の確認が困難であること、事業者に費用を預託する契約形態となることなどから、消費者被害防止のためには、消費者に対し、こうしたサービスを適正に選択するために十分な情報が提供されなければならない。消費者庁及び厚生労働省は、消費者が安心して身元保証等高齢者サポート事業において提供されるサービスを利用できるよう、建議事項1及び2による措置内容を含めて、積極的な情報提供を行うことが必要である。
- 2 身元保証等高齢者サポートサービスには、賃貸住宅に入居する際の身元（連帯）保証サービスが含まれる。こうしたサービスが利用される背景には、賃貸住宅への入居の際にしばしば求められる身元（連帯）保証人等を確保することが困難な高齢者等のニーズがあると考えられる。国土交通省においては、高齢者の賃貸住宅への入居の円滑化を図る観点から、高齢者が利用できる家賃債務保証機関に係る情報が提供される体制整備を促す取組が行われており、消費者の適正な選択に資する、こうした家賃債務保証の情報提供に関する取組を、引き続き推進していく必要がある。

以上を踏まえ、消費者庁、厚生労働省及び国土交通省は、前記建議事項3に基づく措置を講ずべきである。

(以上)

事故情報の更なる活用に向けた提言
～ 消費者安全専門調査会報告書を受けて ～

平成 29 年 8 月 8 日
消費者委員会

消費生活において生じた生命・身体に係る事故等に関する情報は、消費者庁において一元的に集約され、消費者に対する注意喚起を行う等、事故情報の活用については、一定の取組が行われている。

しかしながら、消費者委員会においては、消費者庁が事故情報の分析を深め、事故情報の一層の活用を図ることにより、消費者にとってより有益な注意喚起が可能ではないか、より事故の未然防止等に資する対応を実施することが可能ではないかとの問題意識にたち、消費者安全専門調査会を立上げ、今般、同専門調査会から「消費者安全専門調査会報告書～事故情報の活用等の在り方について～」の提出を受けた。

同報告書においては、事故情報の更なる活用に向けた適切な検討や提言がなされていると考えており、事故情報の一層の活用を事故の未然防止等につなげるとの観点から、消費者庁に対し、同報告書の内容を踏まえ提言する。また、本提言への対応について、必要に応じて、今後、消費者庁から報告を求めることとする。

なお、提言への対応にあたっては、特に、以下の点に留意すべきである。

まず、提言内容の取組にあたっては、事故情報データバンクに關与する様々な関係者、例えば消費者、事業者、データバンク参画機関、関係行政機関が連携・情報交換を行うことが望ましい。

また、事故情報の分析の質を高めるためには、様々な事故情報から、重要な点を見つけ出し、事故の未然防止等の消費者問題の解決につなげていく力（翻訳力）を高めていくことが必要である。

さらに、将来的な課題ではあるが、事故情報の収集、分析等に係る、国際的な連携を進めていくことも重要と考えられる。

1 事故情報データの品質の向上

事故情報データバンクの入力項目数は多数にのぼる。

また、参画機関ごとに、登録事故情報の入力項目が個々に決められており、事故情報として表示される際に差異がみられる。

今後も、事故情報データバンクが消費者事故の未然防止等に活用され、有用

なものであるよう、以下の点について提言する。

なお、それぞれについて検討する際には、常に、事故情報データバンクの整備目的や利用者のニーズに沿ったものであるかを念頭におくことが不可欠である。

(1) 入力方法の整理

ア 入力項目の検討

事故情報データバンクは、運用開始時に「統一入力フォーマット」として必須入力項目を決定する際、各機関で持っているデータベースの項目に基づいて事故情報を入力することを基本としているため、参画機関ごとに入力項目に差異が生じていることや入力項目であっても情報が得られないことにより、登録されない項目が数多く存在している。そのため、事故情報データバンクの目的、利用者のニーズ等を踏まえ、入力を推奨する項目を明確化することが望ましい。

イ データ分析技術を利用した入力項目の補完

上記のとおり、各参画機関の入力項目に差異等があるという実情を踏まえ、当面、消費者安全専門調査会報告書(以下「報告書」という。)で示したような新たなデータ分析技術を用いて、自由記述文を分析することにより、データを補完する仕組みを検討することも考えられる。

ウ 入力項目の定義の明確化

参画機関ごとに入力項目の定義を定めていることから、事故情報データバンク全体として見た場合、分類の揺らぎが見られると考えられる。このため、より効果的な事故情報データバンクの利用に資するよう、入力項目の定義や分類方法を明確化し、例えば、ガイドライン等を示すことが望ましい。

さらに、将来の課題として、自由記述文の用語のコード化を検討することが望ましい。

エ 入力項目の精査

事故対策の検討や未然防止等に資するよう入力項目を適宜検証し、必要に応じて、見直し、更新することが望ましい。

また、事故内容については、「その他」が4割を超えている。こうした項目については、利用者のニーズを踏まえ、細分化を検討することが望ましい。

(2) データ入力者のスキルの向上と入力フォーマットの技術的支援

データの品質向上のためには、データ入力者のスキルの向上も必要であり、必要に応じ研修を行うことも重要である。

同時に、入力フォーマットに関する技術的な支援(プルダウン方式とする、入力を必須とする項目については入力しないと作業が完了しない等)も重要と考えられる。

(3) 把握が困難と考えられる事故情報の収集

家庭における子どもの事故や、被介護者の事故は、保護者あるいは介護者が、自らの不注意とのみとらえること等により、どこにも連絡しない場合があると考えられる。また、製品の誤使用と思われる事故についても、同様のことが想定される。これらの事故に関する情報も、事故の再発防止等には重要であり、こうした把握が困難と考えられる情報についても、消費者教育や消費者の体験と参加を促進する仕組み等を通じて、消費者が積極的に情報を出しやすい環境を作ることで、より一層収集できることが望ましい。

(4) 事故情報データバンク参画機関の連携・情報交換

入力参画機関において、データ品質向上の目的やその重要性を共有し、具体的な方策の検討に当たっては、連携・情報交換を行うことが望ましい。

さらに、将来の課題として、事故情報を収集・分析している国内外の機関との連携についても検討することが望ましいと考えられる。

2 新たなデータ分析の活用

事故情報データバンクに登録されている情報の分析において、これまでは、人工知能技術等の新たなデータ分析技術が必ずしも十分に活用されていない面があると考えられる。

このため、データ分析技術の活用の可能性について検討し、それを踏まえ、以下のとおり述べる。

(1) 新たなデータ分析技術の活用

事故情報データバンクには、平成29年3月末現在、約20万件の事故情報が登録されており、自由記述を含むこれらの情報を限られた人員において網羅的に分析することは困難な場合もあると思われる。

このため、報告書で示したように、言語解析技術等のデータ分析技術を用い、事故の傾向の把握や、分析対象とすべき事故の絞り込み等に活用するこ

とは、より深い分析を支援するための方策として有用と考えられる。

なお、事故情報データベースの参画機関は、参画機関ごとに情報の分析に取り組んでいると考えられるが、事故情報データベースに集約された情報を全体的に分析することの有用性を共有し、その有用性を高めることを目的に、参画機関が連携してデータ分析技術の活用について検討することも重要である。

あわせて、データ分析技術には、分析の限界があることも踏まえるべきである。例えば、一定程度に絞り込んだ後は、人手により丁寧に見ていくことも必要と考えられる。また、実際の分析に当たっては、分析の専門家だけでなく、事故について知見を有する者が行うことが重要である。

(2) SNS上の事故情報の分析

SNSには、事故情報データベースには入力されない事故情報が、動画や写真付きでリアルタイムで投稿されている場合がある。また、本報告書参考資料1「暮らしの事故に関するアンケート結果」(以下「アンケート結果」という。)によると、10代、20代は、「事故に遭った場合」、「あるいは事故に遭いそうになった場合」にSNSに情報をアップすると回答するものが一定数存在している。そのため、SNS上の事故情報について分析の対象とすることも一定程度有効であると考えられる。

なお、SNS上の事故情報の分析に当たっては、報告書で述べた留意点を考慮することが重要である。

(3) 消費者安全専門調査会における分析結果の検討

報告書を参考に、そこでの分析結果を踏まえ、さらに調査分析を行うことが望ましい。調査分析の内容としては、例えば、これまでの注意喚起の有無、関連製品の調査・対策の有無、今後の事故の広がりの可能性の検討等が考えられる。

3 事故情報を伝達する新たな仕組みの構築

(1) 新しい事故情報の公表

ア 事故を分かりやすく表現する方策

報告書を参考に、消費者にとって事故を分かりやすく表現し、消費者自身での危険回避を促進し、事故の再発防止効果を高めるため、事故の特性に注目した公表を行うことが望ましい。例えば、ライターによる火傷の一

因は、ライターの残り火によるものという特性があるが、残り火はライターの他、花火、たき火等でも生じる可能性がある。そのため、残り火の危険性に着目した公表などが考えられる。

イ 消費者に届きやすい方策

(ア) 情報提供の媒体

報告書におけるアンケート結果によると、事故に関する情報を入手する手段として、「テレビのニュース」を挙げたものが性別・年代を問わず圧倒的に多い。そのため、事故情報の公表を行う際は、こうした媒体に取り上げられるよう、引き続き考慮することが望ましい。

また、10代、20代に限ると、情報の入手手段として「消費者庁Twitter」の割合も高く、これらの世代向けには、TwitterなどのSNSを活用した公表に取り組むことも有用と考えられる。

(イ) 情報提供の内容

提供する情報の内容は、商品名や事故の詳細な内容等と併せて、事故の予防策・対応策も含めるなど、消費者にとってより有用なものとなるよう配慮することが望ましい。また、事故情報と結び付けて、事故後に行った行政機関等の注意喚起や事業者がとった対策の内容についても情報提供することが望ましい。

なお、文字による情報提供だけでなく、動画を活用することも、消費者にとって分かりやすく有用であると考えられる。

さらに、海外と事故に関する情報共有が容易に図れるよう、将来的には、事故情報データバンクの英語等による情報提供についても検討することが望ましい。

(ウ) 情報提供のルート

世代によって主な生活の場や、遭遇しやすい事故が異なる。そのため、例えば、子どもについては学校等、高齢者については高齢者の立ち寄る場など、情報チャンネルを工夫して情報発信をすることが望ましい。

(エ) 継続的な情報提供

事故の中には、特定の時期（季節等）などに繰り返し発生しているものも見られる。そのため、こうした事故については、事故の未然防止等のため継続的に情報提供を行うことが望ましい。

(2) 体験と参加を促進する仕組み

報告書を参考に、情報による事故伝達だけでなく、消費者が事故を疑似的に体験することで消費者自ら事故の危険を考え、回避することを促す仕組み（消費者事故の体験型テーマパーク等）や、家庭、学校での事故情報などを自ら発信するなど消費者が積極的に事故情報に関わる仕組み（くらしの安全掲示板と安全情報マイスター等）を構築することの可能性を検討することが望ましい。

4 事故に対して講じた施策の効果の評価

事故に対して施策を講じた場合、例えば、施策を講じた前後における事故の件数の推移等を継続的に把握するなど、その効果を検証し、必要に応じ施策の見直しを行うことが望ましい。

5 事故情報の公開の促進

事故情報については、社会で広く共有するものとの認識に立ち、報告書の留意点を十分に踏まえ、可能な範囲で公開を促進する方向で検討を行うことが望ましい。こうした公開により、消費者から収集された事故情報が、消費者にフィードバックされることにもなる。

公開の方策として、直ちに全ての情報を全ての人に公開するのではなく、まずは、事故原因の究明等を行っている研究機関や、製品の安全性の向上等に取り組んでいる事業者等に対して、研究目的等に応じて公開する内容を限定して公開する。あわせて、公開範囲の拡大について検討する等、段階的に公開を行うことも考えられる。

その中で、現在、医療機関ネットワークの情報は一般には公開されていないが、より有効に活用することが可能となるよう、個人情報の取扱い等に十分留意した上で、研究目的等に応じて情報を提供する可能性について検討することが望ましい。

以上